

# 日本におけるラムサール条約湿地の保全と利用

浅野 敏久<sup>\*1</sup>・林 健児郎<sup>\*2</sup>・謝 珏<sup>\*2</sup>・趙 孫 曉<sup>\*2</sup>

<sup>\*1</sup> 広島大学大学院総合科学研究科

<sup>\*2</sup> 広島大学大学院総合科学研究科・大学院生

## Conservation and utilization of the Ramsar wetlands in Japan

Toshihisa ASANO<sup>\*1</sup>, Kenjiro HAYASHI<sup>\*2</sup>, XIE JUE<sup>\*2</sup> and ZHAO SUNXIAO<sup>\*2</sup>

<sup>\*1</sup> Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

<sup>\*2</sup> Graduate Student, Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

### Abstract

The aim of this paper is shown by two surveys about the actual state of conservation and utilization of Ramsar wetlands in Japan. The surveys were intended for local governments of Ramsar sites and for civic groups working at Ramsar sites. The main findings are as follows.

1) In many sites, there was not much awareness about the active use of wetlands although there was a high protection awareness for wetlands. Administrative staff in charge of Ramsar sites is restricted to a few persons, and in many cases, protection department officials have been occupied with other duties.

2) Wetlands have been used in tourism and recreation. After the registration, research and educational use has increased, and utilization for primary industry has decreased.

3) Water pollution and increasing alien species have been recognized as major problems.

4) Local governments are actively interacting with other Ramsar sites. As a means of publicity, they have created and distributed a variety of flyers and leaflets. In elementary and junior high schools, environmental education has been carried out on Ramsar wetlands actively.

5) Responses of civic groups and local governments answers on the recognition status of wetlands show the same tendency. However, for some answers differences were observed. For example, as a matter of concern, civic groups are more keenly aware of the impact of increased environmental load by tourists and watershed development.

6) The Ramsar sites in Japan contain wetlands of different characteristics. One type are wetlands which are intended to protect wild birds. In this type of wetlands, protected areas (specially protected area of wildlife protection and hunting law) have been newly set for the registration. Wetlands of this type have the following features. Much effort was required to obtain the local registration agreement. They have problems related to birds, such as avian influenza. They have water quality problems in lakes, too. And bird-watching tourism is also a characteristic of this type.

## 1. はじめに

ラムサール条約（「特に水鳥の生息地として重要な湿地に関する条約」）は、1971年にイランのラムサールにおける会議から署名が開始された湿地保全を目的とした条約である。1975年に発効し、日本は1980年に加盟した。保護対象やその方法などについての考え方は変化を続けているが、基本的に湿地の保全、利用（ワイズユース）、普及啓発<sup>1)</sup>を3つの柱とする。

近年の傾向として、1999年の第7回締約国会議以降、登録湿地の数と対象を広げる方向に動いており、2008年に韓国で開かれたCOP10では水田などの二次的自然をも積極的に対象とすることが決議された。ラムサール条約では、対象とする湿地を沼沢地、泥炭地、陸水域、水深が6mを越えない海域と幅広くとらえている。日本では、1980年に釧路湿原が登録されたのがはじめて、当初、サイト数はあまり増えずにいたが、1993年から増え始め、2005年に大幅増となり、2012年3月末時点で37箇所、総面積131,027haが指定されていた。本稿の調査対象はこの時点までの湿地とするが、2012年7月のCOP11にあわせて、さらに9箇所が新規に登録され、全部で46箇所、総面積は137,968haになった。

ラムサール条約にどの湿地を登録するかは、それぞれの国のルールによっている。日本の場合、1) 国際的に重要な湿地であること（別途定められている国際基準を満たすこと）、2) 対象湿地が国内法で保護対象になっていること（これは主に自然公園法の特別保護地区や、鳥獣保護法の国設鳥獣保護区特別保護地区、その他の保護地区になっていること）、3) 指定にあたって地元の賛意が得られていること、が満たされていることが求められる<sup>2)</sup>。

1) に関して、保護対象が鳥に関わる湿地と誤解されている面があるが、国際基準は鳥に限定しているわけではなく、魚や昆虫、植物など、幅広い対象が想定されている。日本国内では対象になりうる湿地がリストアップされていて、2010年に172箇所のラムサール条約潜在候補地が選定された（これに先立つ2001年には「日本の重要な湿地

500」も選定されている<sup>3)</sup>。

2) に関しては、自然公園法か鳥獣保護法によるものが多いが、種の保存法によるものや、今回登録した豊岡市の円山川や渡良瀬遊水地のように河川法の対象であることで対象化する例もある<sup>4)</sup>。また、線引きにあたって、開発可能性のある場所を外すとか、あまり目立たない政治的な「配慮」がなされることもある。

3) に関しては、例えば、中海干拓事業が問題になっていた時には登録の打診を断っていたのに、事業が中止になるとすぐに登録に動いた。このように、開発が問題になっているところは対象になりにくい。一方、ラムサール条約登録に先立ち、保護の網を新たにかぶせなければならない場合がある。その際に鳥獣保護法の特別保護地区を新設したり従来の指定を格上げしたりすることになるが、その地元合意を得るために、「登録されても何も変わらないから」と言って、住民を説得する事例もある<sup>5)</sup>。

ラムサール条約に登録することは、湿地保全を第一義と考えがちだが、実際には保全のみを意識するのではなく、湿地の保全と持続的な利用との両立が求められる。これは世界遺産やジオパークなど、国際的な保護区域に共通する考え方であり、場合によって（特に途上国の保護区などでは）持続的な利用の方が強調されることも多い。2012年のラムサール条約締約国会議においても、会議のテーマとして「ラムサール湿地の観光」が取り上げられ、利用のあり方が議論になっている<sup>6)</sup>。ただし、持続可能性の概念をめぐって、開発主体が「持続可能性」を都合よく解釈することで、進めている開発事業を正当化することにつながったり、保全より利用が優先されたりするとの懸念が示されるように<sup>7)</sup>、利用のあり方が議論になる。

ラムサール湿地の保全と利用に関する議論はラムサール条約締約国会議をその主たる舞台として展開される。ラムサール事務局のWEBサイトには各会議で追加・修正され決議された事項等の情報がストックされ、関連する研究成果報告書類とともに公開されている<sup>8)</sup>。本稿でそれらを詳しくレビューすることはしないが、近年の動向について小林(2010)が簡潔にまとめており参考になる。

ラムサール条約の運用をめぐる議論（ラムサール事務局にストックされている議論や調査報告類）とは別に、日本国内でのラムサール条約湿地に関連する調査研究の成果を概観すると次のようなものが認められる。第1にラムサールサイトを紹介する報告類、第2に地域社会におけるコモنزの共同管理等を論じる環境社会学などの論文、第3に、ここではその他とするが、観光や教育、地域づくり、法制度などを単発的に扱っている論文である。

第1の湿地紹介的なものとして、雑誌等でラムサール条約湿地の特集を組み、いくつかの湿地の保全や利用状況や直面する問題等を簡潔にまとめることがよくある。日本の場合、締約国会議に合わせて新規申請・登録がなされる（他の国は違う）ので雑誌の特集を組みやすい。例えば、2003年から翌年にかけて連載された日本鳥類保護連盟の機関誌『私たちの自然』での「ラムサール条約湿地」、2004年の北海道新聞野生生物基金『モーリー』誌（11号）における「特集 ラムサール条約と湿原の今：日本一の湿原王国・北海道からの報告」、2006年の『地理』誌（51巻4号）での「特集 日本の自然遺産とラムサール条約登録湿地」、2009年の『地図情報』誌（29巻2号）での「特集 ラムサール条約登録湿地の地図」、2010年の『地理』誌（56巻7号）の「ラムサール条約と琵琶湖」等、折に触れ集中的な紹介がなされている。もちろん特集以外にも単発の事例報告もある。

第2のコモンズ論やガバナンス論は最近研究が重ねられている分野である。湿地の保全・利用をめぐる、その管理のあり方、管理に参加すべき主体、湿地と住民の関わりの変容が保全・利用に与えた影響などが論じられる。例えば、佐潟を事例としてアンケート調査を行い、住民の意識構造を明らかにした佐藤・木南（2008）、蕪栗沼と片野鴨池を比較しつつ、湿地の保全・活用におけるアクターの分析を行った菅沼・梅本（2009）、片野鴨池と人々の関わりを歴史を概観しつつ、関わりが多様化が進む現代において「よそ者」との協働による湿地保全の可能性を説いた敷田（2010）の研究などがある。

一方で、湿地と住民の関係にこだわり、住民の

視点から自然をとらえなおすべきと主張する生活環境主義の研究もある。宮内編（2009）は、宮島沼でのフィールドワークから、住民にとっての沼の意味を問い直そうとし、斉藤（2011）は伊豆沼・内沼において「地域の宝」たるべき沼への住民の無関心や沼の管理の担い手不足は、住民の生活や文化を軽視した湿地の公的管理を進めてきたことにあると批判した。武中（2008）は蕪栗沼で、自然保護派と対立した沼周辺農家が、湿地のワイズユースとしての環境保全型農業の実践者となったのは、沼と自分たちとの関わりを、保全の論理とは別の生産者の論理に読み替えたことによると明らかにした。

湿地の持続的な保全・利用を実現するためには、多様な主体に注目し、それぞれの湿地との関わりや、保全・活用に関わる論理を読み解き、相互の立場や考えを理解し、溝を埋め、対立関係を調整することが必要となる。

第3のものとしては、釧路湿原の観光利用の可能性を評価した栗山（1993）や牧田（1995）、利用と保護について論じた幸丸（1994）、ラムサール条約のCEPAプログラムの実践報告を行った藪並・神田（2003）、屋久島永田浜での保護活動と観光利用の軋轢を報告した朝格吉楽図・浅野（2011）、日本のラムサール条約湿地に関して制度面から論じた田中（2000）などがある。

コモنزやガバナンスに関する議論には、筆者も大きな関心を持っているが、これらに関する基本的な情報を調べるにとどめ、本稿ではそれには深く踏み込まない。今回は、本稿を、ラムサール条約湿地の情報を広く収集し、それを整理・考察することで、第1の流れに沿う研究として位置づけている。ただし、今後、コモنزやガバナンスの問題を考えることを視野に入れて、行政、企業、NPO、学校、住民等と湿地保全・活用との関わりや、各主体間の連携状況などにも注目した。

上述のようにサイト紹介的な報告はこれまでにたびたびなされてきた。しかし、これらは個別の湿地に関する報告・紹介であること、全ての湿地が横断的に取り上げられていないことなどの難点があった。横断的な情報としてラムサール事務局のデータベースや環境省のWEBサイトでの紹介

がある<sup>9)</sup>が、これらでは基本的情報が整理されているだけで、保全・利用の現状や直面する問題、湿地に関わるステイクホルダー、地域社会との関わりなどはわからない。

つまり、日本のラムサール条約湿地に焦点を当てて、横断的に湿地の保全・利用の現状や抱えている問題等を俯瞰する調査・報告は十分になされていない状況にある。この種の情報は、ラムサール条約関係市町村会議など行政当事者間で情報共有が図られているのかもしれないが、一般にはその成果が示されていない。本調査はこうした状況を踏まえ、ラムサール条約湿地の保全・利用に関する基本的な情報を広く収集し、その特徴を論じようとするものである。本稿は概観的なものとなるが、この知見は今後の個別事例研究を進める上での前提になる。

ところで、筆者の1人である浅野は、2010年より科学研究費補助金を受けた共同研究で、日韓のラムサール条約湿地の保全と利用をめぐる地域の対応について調べてきた。本研究はその一環をなすものでもある。これまでに日韓の複数湿地での現地調査や日本国内37サイト（2012年の登録地は除く）での保全と利用に関するアンケート調査などを行ってきたが、本稿は、その中から国内湿地を対象としたアンケート調査の結果を報告するのである。

調査の目的は、日本のラムサール湿地の保全と利用の実情について基本的な情報を収集し、登録湿地間の共通点・相違点を明らかにし、日本のラムサール条約湿地の保全と利用の特徴を把握することにある。その際に、保護区域の設定のしかたや、利用の特徴、行政・企業・市民の関係などについて、関係する地方自治体の担当者、ならびに湿地に関わる市民グループや観察施設の関係者など、異なる立場からの情報を得ることに配慮した。

また、このアンケート調査は、広島大学総合科学研究科の研究プロジェクトの一部として大学院生の実習的な意味合いをもたせて実施した。そのため、本稿はこの活動の成果として報告するものでもある。

## 2. 調査方法

調査にあたって、2種類の調査票を作成した（末尾の参考資料）。1つは自治体向けで、登録湿地のある都道府県と市町村のラムサール湿地担当部署宛に送付した。もう1つは登録湿地に関わる市民団体や各種機関を対象とした。調査票の送付・回収は2011年2月から4月にかけて行った。

### (1) 自治体向け調査票による調査

対象とした自治体は、重複を含めて39道県と65市町村の104自治体（重複を除けば20道県61市町村）でそのうち85自治体（63自治体）より回答があった。結果として37の登録湿地全ての情報を集めることができた。なお、データの集計に関して、1つの湿地に複数の自治体関わっているため、各回答を1つの湿地のデータとなるようにまとめ直した。その方法は次のとおりである。

たとえば、湿地Aに関して3自治体（担当者）から回答があった場合、①どれもが同じ選択肢をマークしていればその選択肢を湿地Aのデータとした。②複数選択の設問で、1件目が1, 2, 7で、2件目が2, 3で、3件目が1, 7を選択したとすれば、湿地Aのデータは1, 2, 3, 7が回答されたものとした。③複数回答でない設問で回答が異なった場合は、制度に関する質問のように調べてわかることについては調べ直して適切な方を採択し、それ以外は併記して複数回答扱いとした。ただし、知らない・わからないの回答は他の回答があれば併記するのではなくカウントしなかった。

このようにまとめ直したデータは回答者個人の意見を参照するデータとしては利用できないので、必要に応じて合算した湿地別データと個票データ（回答者1人分ごとのデータ）の2種類のデータセットを用いた。以下では、個票データを用いたところではその旨を記すこととし、それ以外は特に注記せずに合算したデータによるものとする。

### (2) 団体・施設等向け調査票による調査

対象は、各湿地に関わりのありそうな市民団体やビジターセンター等の施設、関係協議会等の団

体・機関である。それらを、湿地名称等をもとにインターネットで検索し、情報を得られたところ全てに調査票を送付した。調査票の送付先は137件で、59件の回答があった（回収率43%）。ただし、この調査に関して、対象の抽出をこのように行ったため、対象の母集団が不明確であり、集計データからの一般化は困難である。あくまで回答を得られた中での傾向を確認するにとどまる。とはいえ、ラムサール条約湿地にどのような団体や機関が関わっているのかのリスト化はなされておらず、また、その作業を確実にすることは困難と思われるので、不十分なことを承知の上で、リスト化しその現状を知ろうとする試みには意義があると考えられる。本稿では、そのような団体や機関が、対象とする湿地に対してどのような取り組みや認識をしているのかを調べてみた。

### 3. 自治体向け調査の結果

#### (1) 保全

登録湿地を対象とした条例や管理計画の有無を尋ねたところ、蕪栗沼周辺水田保全活用計画や佐潟周辺自然環境保全計画、美祢市特別天然記念物秋吉台管理条例といった保全・利用に係る全体的なルールがつけられている湿地が約半数であった。また、湖沼水質保全計画などの水質保全に関する制度をもつ湿地は6箇所あった。

ラムサール条約湿地には国内法で保護区となっていることが求められているので、どのような保

護区なのか、その指定がラムサール条約申請にあわせたものなのかを尋ねた。保護区としては、自然公園の特別保護区（17箇所）、国設鳥獣保護区の特別地区（27箇所）が主な形態で、その他に種の保存法による保護区（2箇所）などもある。もともと保護区（特別保護区等の登録用件になっている保護区）になっていて、後から登録されたところが23箇所、登録のために保護区指定（指定格上げを含む）をしたところが13箇所ある。日本初の登録地となった釧路湿原は唯一の例外として、ラムサール条約に登録された後で国立公園の特別保護地区および国設鳥獣保護区に指定された。

また、もともと自然公園の保護区であった場所は著名な観光地であることが多く、湿地保護のために保護区指定をしてラムサール登録したところとは、保全・利用という観点からみて性格が異なる。

図1は、それぞれの湿地が抱えている（と関係自治体の担当者が認識する）環境問題である。湿地が多様なので問題も多様だが、水質問題や外来種問題、ゴミの不法投棄は共通の問題になっている。図2は各湿地で行われている主な保全活動で、普及・啓発活動がもっとも多く、美化・清掃活動、環境調査、ボランティア等の積極活用がそれに次ぐ。実際に行った事業名と内容を記述してもらう設問も用意しており、それへの回答をみると、自然環境保全基礎調査や外来種の駆除、ヨシ刈り、観察環境整備などがなされている。このような積極的な取り組みがある一方で、特になにもしてい

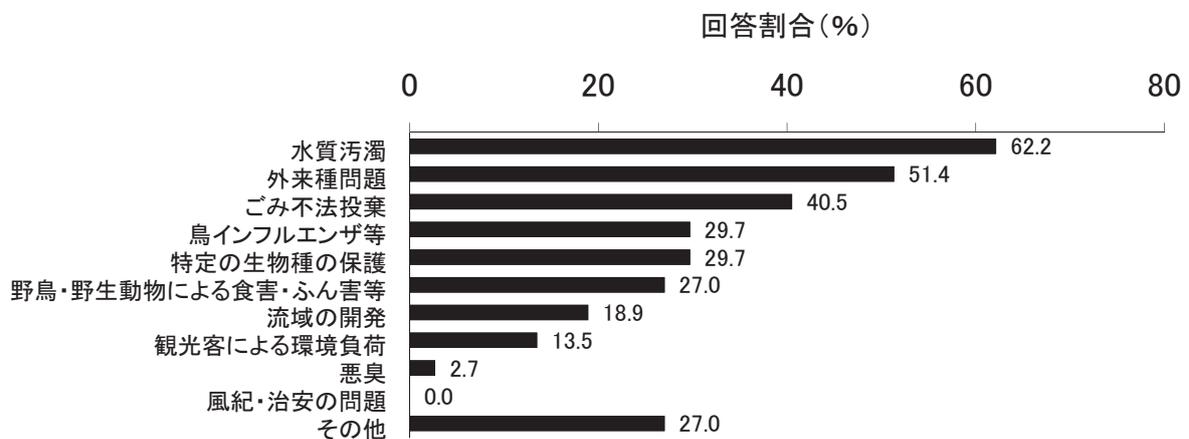


図1 湿地の抱える環境問題

ないところもあった。

なお、これらの保全に関わる取り組みについて、都道府県が中心になっているものが16.2%、市町村が中心になっているものが81.1%、両者が同程度の関与としたところが24.3%となった<sup>10)</sup>。保護の取り組みに関して中心になる自治体は湿地によって違いがあるが、市町村が中心になっているケースが多い。

## (2) ワイズユース

ラムサール条約では湿地のワイズユースを保全と両輪をなす重要な目的とする。ラムサール条約の方が「持続可能な開発」の考え方が示されるより前につくられているので、持続可能な利用ではなくワイズユースの語が使われるが、ほぼ同様の概念である。湿地周辺の住民の生活・生計を重視し、湿地からの恩恵を持続的に受け続けることを前提として、湿地の保全を図ろうとするものである。湿地の利用としては、伝統的に継承されてきた自然との共生的な一次産業利用や、自然の保護と地元住民への利益還元を志向するエコツーリズムなどが想定される。複数の現地調査における見聞やインターネット等で知りえる情報などからは、日本では保全が強く意識され、後述する教育的利用を除くと、利用に必ずしも積極的ではな

いようにも見受けられる。それを確認すべく、実際にどのような利用がなされているかを尋ねてみた。

登録の前後で、湿地の利用の用途が増えたか、また、頻度が増えたかという質問に対して、用途が増えたところは37.8%、利用の頻度が増えたところが43.2%となった。ただし、登録後に利用面での変化がみられたところでは用途も頻度も増えているケースが多く、この2つの数字にはかなりの重複がある。一方、特に変化がなかったとの回答は40.5%に及び、ラムサール登録により利用に変化がみられたところと、みられなかったところでほぼ二分されている。4割の湿地で、登録されても利用面の変化が認められないことは注目に値する。

図3は登録前後の湿地利用の用途について尋ねた結果をまとめたものである。現状として、半数以上の湿地が、観光・レクリエーション、野外教育・環境教育、研究フィールドとして利用されている。観光・レクリエーション利用は登録前後で変わっておらず、8割以上の湿地が観光対象になっている。登録後に増えたものとして、野外教育・環境教育、研究フィールド、保護区があり、逆に減ったものとして漁業・狩猟の場をはじめ一次産業面の項目があげられる。ラムサール登録される

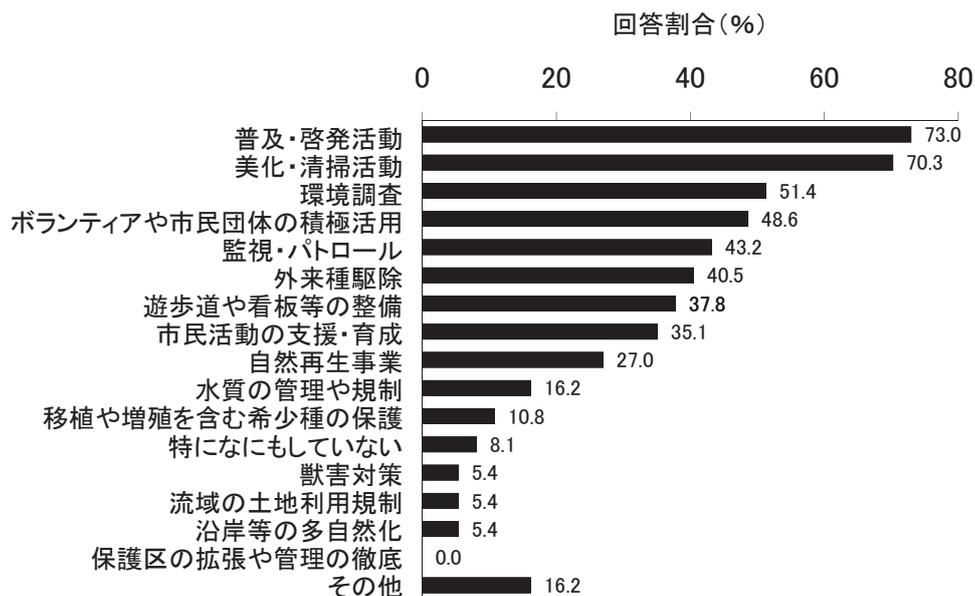


図2 各湿地で行われている主な保全活動

ことで、保護対象となり教育や研究が行われるようになるが、その一方、その他の利用が促されるわけではないという、現地調査等において感じていたことが、このデータによっても確認できた。

もっとも回答が多かった観光利用についてその内容を尋ねた結果が図4である。ラムサール条約は当初、水鳥保護を目的として始まったこともあり、バードウォッチングが最大の観光目的になっ

ている。これは日本の観光地の中でもかなり独特な特徴といえよう。

また、別の質問から、登録後、半数以上の湿地で観光客数が増え（「増えた」が54.1%、「一時的に増えた」が10.8%）、4割以上で、ある程度の経済効果が認められた（「かなりあった」が5.4%、「ある程度あった」が37.8%）。しかし一方で、3割の湿地では観光客数も経済効果も変化がなかったと

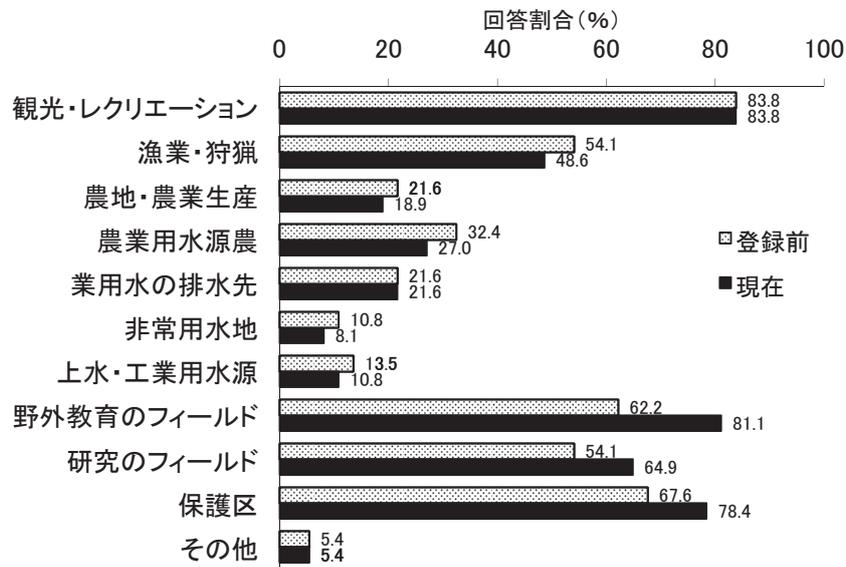


図3 登録前後の湿地利用の変化

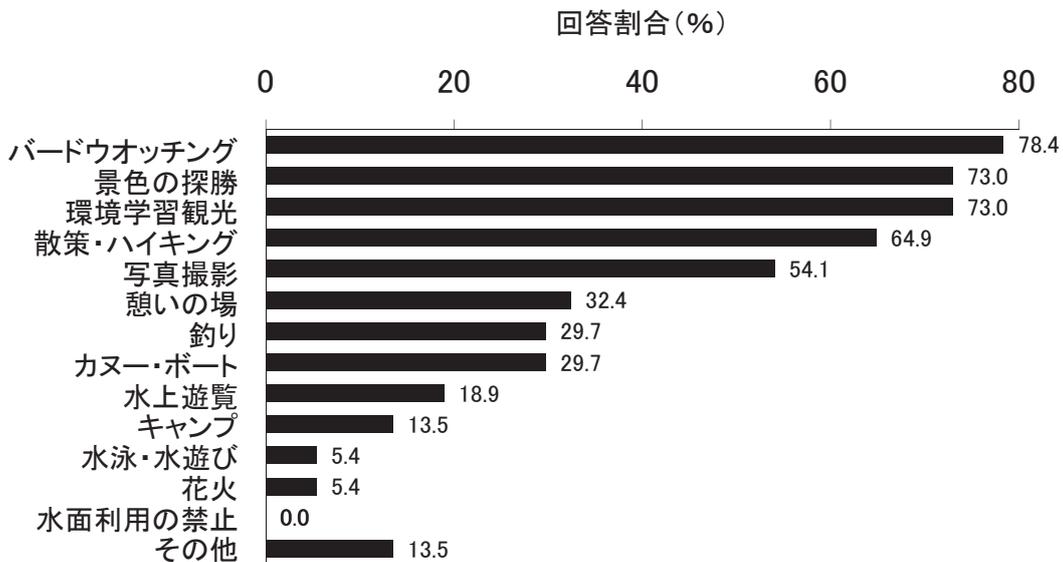


図4 湿地の観光利用

回答されている。

(3) CEPA

日本では普及・啓発・教育をワイズユースと分けて3つ目の柱としている。そこで、各湿地で行われている普及・啓発・教育の取り組みについてその内容を問うた(図5)。他の湿地との交流がもっとも多く、チラシやリーフレットの作成・配布、普及・啓発イベントの実施、ビジターセンターを通じた情報発信、インターネットを通じた情報発信がそれに続く。これらは6割前後の湿地で取り組まれている。なお、ビジターセンターは8割以上のラムサール湿地に設置されており、情報発信や観光の窓口になっている。

8割以上の湿地が登録後に環境教育の場として利用され、しかも半数以上で登録後に環境教育利用の頻度が増えたとの回答も得られた。ラムサール条約湿地の利用として、経済的効果を期待する

利用よりは、教育的な利用の方が全体としては指向されている。

(4) その他

その他、市民団体・企業・学校との連携やラムサール条約登録されたことの評価なども尋ねた。連携は意識されているが、実際には連携が図られているところと、そうでないところの差が大きい。

先に、登録しても利用面での変化が認められなかった湿地が4割あるとしたが、保全や利活用に関わる協議会・委員会がない湿地や、市民や企業との協働・連携を重視するかとの問いに(「重視しない」や「どうともいえない」という)消極的な回答をした湿地、市民団体や学校等と連携している事業は「特にない」と答えた湿地の割合も、それぞれ3~4割になる。ラムサール条約に登録されたとしても、その後に地域としてそれを活かしたり、多様な主体を取り込んで湿地の保全・活

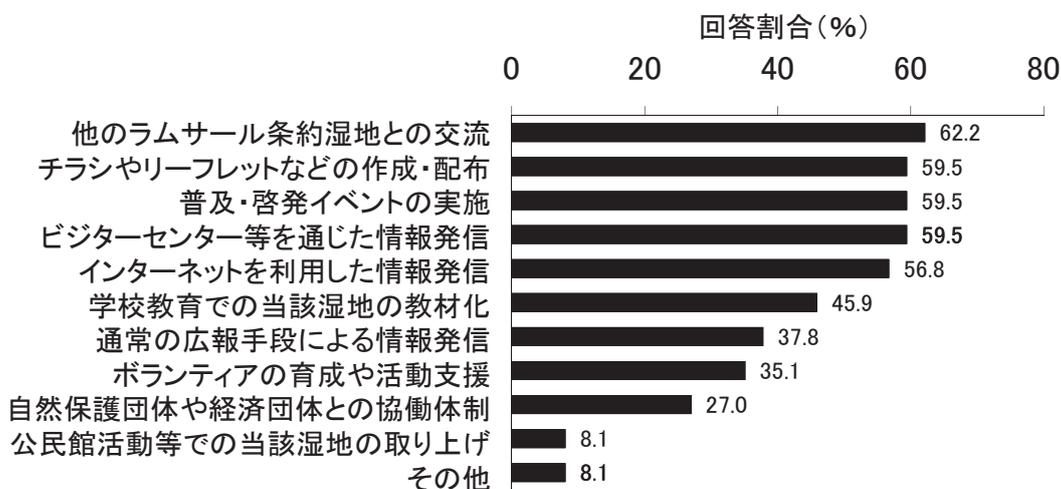


図5 普及・啓発・教育の取り組み

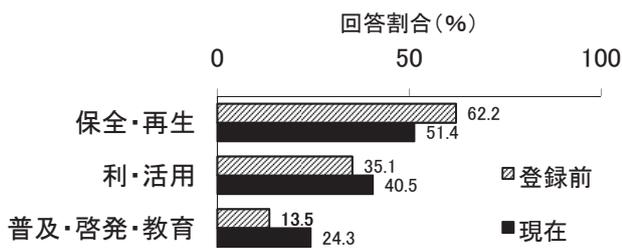


図6 ラムサール登録に期待したこと (期待すること)

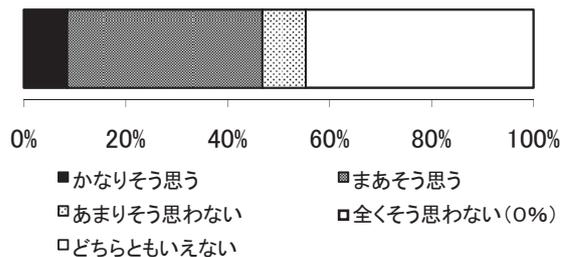


図7 登録の効果はあったか

用を図ろうとしたりしないところが、登録湿地の3～4割を占めている。登録されたからといって何もしなければ地域に変化は生じない。

また、各湿地においてラムサール条約登録に何を重視した（何を重視する）のかについて尋ねたところ、図6に示す結果を得た。登録に向けては、湿地の保全・再生を意識した例が多かった（約6割）が、今後力を入れたい分野としては利・活用の割合が増えている（35%→40%）。登録前後で期待した効果が達成されたかについて、ほぼ半分で、多少は達成された、残る半分はどちらともいえないと評価された（図7）。

この登録前に何を重視したかという設問とその効果の達成感に関する質問について、湿地別データではなく個票データ（回答者1人分ごとのデータ）を使って、クロス集計を行った。その結果は表1のとおりで、独立性を検定したところ1%有意で差が認められた。保全・再生に対する期待は、達成されたと評価する割合は高いものの、「あまりそう思わない」という回答が10.3%となり、これは他の2つの目的と比べて優位に高い結果となった。利・活用に対する期待は、「まあそう思う」の回答が52.9%と高い上に、他の2つと比しても有意に高い結果になった。普及・啓発・教育については、「かなりそう思う」の回答が有意に高い結果になった。つまり、各ラムサール湿地担当者の意識として、普及・啓発・教育は登録による効果があったとするところが多く、利・活用も効果は認められたものの、保全・再生面では不十分という反省がなされているとの傾向が認められた。

#### (5) 小括

一般的にみて、保全意識は高いものの、利用があまり意識されていない例が多い。ラムサール条約湿地担当者のごく少数で、保全担当部署の職員が1人か2人で他の業務との兼務で行っているケースが多い<sup>11)</sup>。そして、観光関係や農林水産関係など、利用に関わる部署がラムサール条約湿地にワイズユースの観点からあまり関わっていない。また、利用指向は認められるが、教育的利用にとどまっている場合も多い。ワイズユースの視野を広げることは今後の課題であろう。

また、自然公園と鳥獣保護区の差や、もともと自然公園や保護区だったところと登録にあわせて保護区にしたところの差などがある。さらに、ビジターセンターの有無が利用面での対応の差を生んでいるようにもみえる。これらについては5章において検討する。

## 4. 団体・施設・機関等向け調査の結果

### (1) 保全

まず、団体等が行っている主な保全活動について尋ねたところ（図8）、普及・啓発活動が8割以上で行われて突出していた。ついで、清掃・美化活動が半数近く、外来種駆除と環境調査がそれぞれ3分の1程度と続いた。回答を返してくれた団体等には、専門知識・技能を有するメンバーがいる自然保護団体が一定量存在するので、外来種駆除

表1 登録に向けて重視した分野と効果の達成感（個別回答データ）

	かなりそう 思う	まあそう 思う	あまりそう 思わない	どちらとも いえない
保全・再生	10.3	41.4	10.3	37.9
利・活用（ワイズユース）	5.9	52.9	5.9	35.3
普及・啓発・教育	20.0	40.0	0.0	40.0
	**		//	

注：クロス集計結果の独立性（適合度）の検定を行った結果、1%有意で両者に関連があることが確認された。数字の下の\*と/の記号は残差分析の結果で有意な項目を示す。\*は値が高く、/は低い。なお、「全くそう思わない」の回答は0件だったので集計表から除外した。

の実務や環境調査などの専門的な活動の割合が高くなると考えられる。

フィールドとする湿地の抱える問題として、外来種問題がもっとも多く、ついで水質汚濁、観光客による環境負荷と続く(図9)。前章の自治体回答と比べると、若干の違いがあり、水質汚濁やごみの不法投棄と答える割合が低く、観光客による

環境負荷と流域の開発の割合が高くなった。特に観光客の環境負荷を問題とする回答は、自治体の回答の2倍近くになる。

(2) ワイズユース

対象とした団体等は、環境教育やエコツーリズムの担い手となる以外は、ワイズユースの主体に

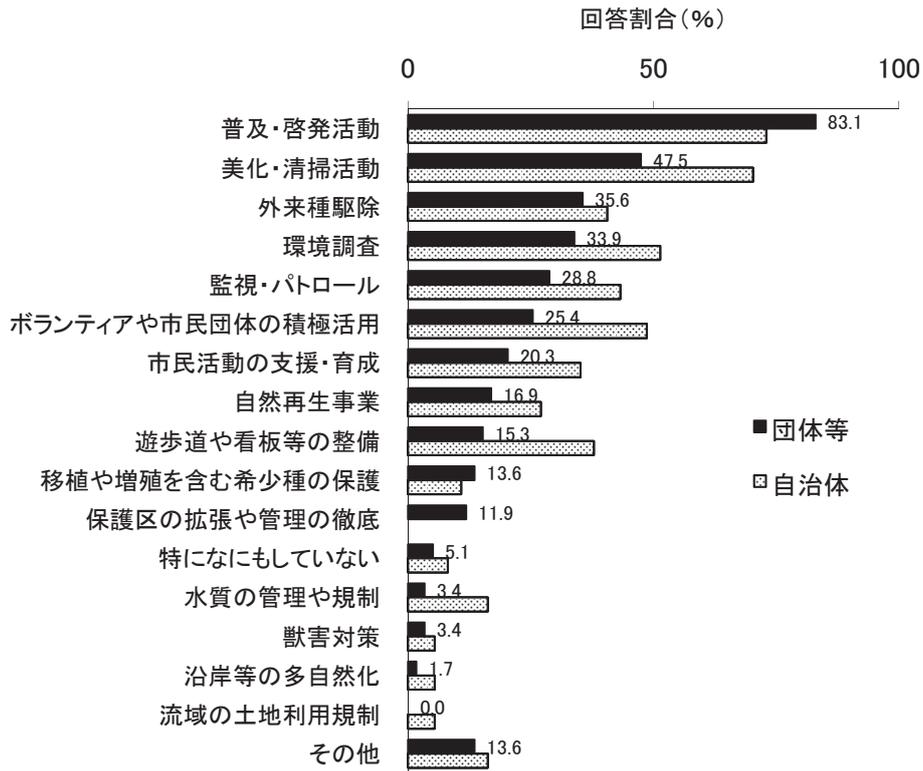


図8 主な保全活動(団体等と自治体の比較)

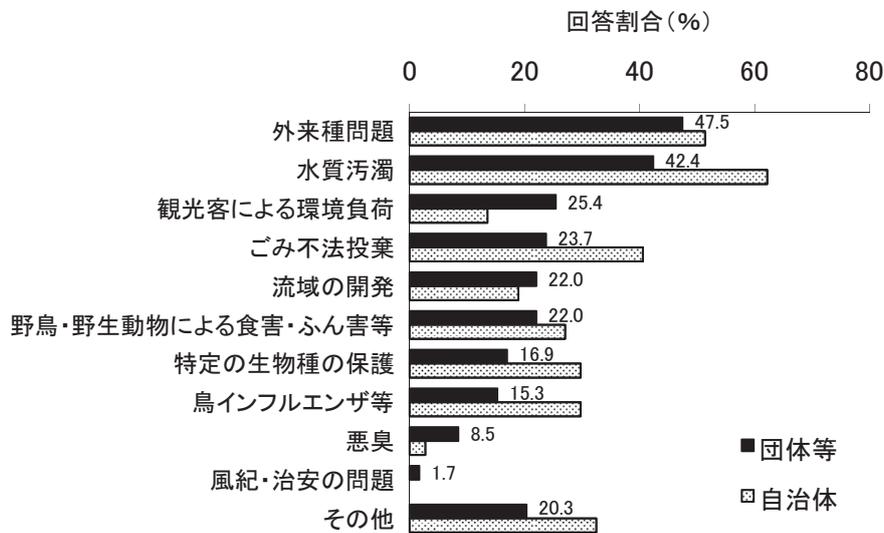


図9 湿地の抱える環境問題(団体等と自治体の比較)

ならないので、団体等としてどのような利用をしているかではなく、自治体向け調査と同様に、湿地の利用状況認識について尋ねた。その結果は自治体分とあまり変わらなかった。観光・レクリエーション利用がもっとも多く、野外教育や研究のフィールドとして利用されているというイメージが大半の湿地に該当する。また、ラムサール条約登録後の利用の変化に対する認識も、自治体とあまり変わらず、3割で利用の用途が増え、4割で利用頻度が増え、3割強で特に変化がなかったと答えている。

### (3) CEPA

団体等が行っている主な普及・啓発活動としては、イベントの実施、チラシやリーフレットの作成配布、インターネットを介した情報発信がそれぞれ3分の2の団体で行われており、これらは自治体分の回答よりも高い割合になった(図10)。これはこの種の活動をまさにしている団体を対象としており、積極的な活動をしているところが調査票に回答していると考えれば妥当な結果である。

逆に自治体回答と比べて特に少ないのは、他のラムサール湿地との交流である(自治体回答の4

分の1)。これは他のラムサール湿地との交流を事業として行うのが自治体であることを反映していると考えられる。

また、9割の団体が湿地は環境教育的に利用されていると答えている(自治体向けの個票データでは約7割が湿地は環境教育的に利用されているとの結果だった)。現場でそれを担う立場にあるからこそその認識であろう。

### (4) 行政や他機関・団体等との関わり

行政との関わりとしては、2割の団体が補助金をもらっており、3分の1の団体が事業受託をしたり、一緒にイベントを行ったりしている。研究機関と関係を持っているところが約4割あるが、半分の団体は明確に「ない」と回答している。一方で、教育機関との関係はよく、3分の2の団体がなんらかの関係を教育機関と結んでいる。中でも小中学校との関係が深い。また、他の市民団体との関係は、おおむね良好であるが、1割の団体がうまくいっていないと回答している。

団体の地域社会における役割は何かとの質問に対しては、「保全活動を行う」と「環境教育を推進する」を7割近くの団体が選んだ。同時に6割の団体が市民や行政との協働を選んでいる。

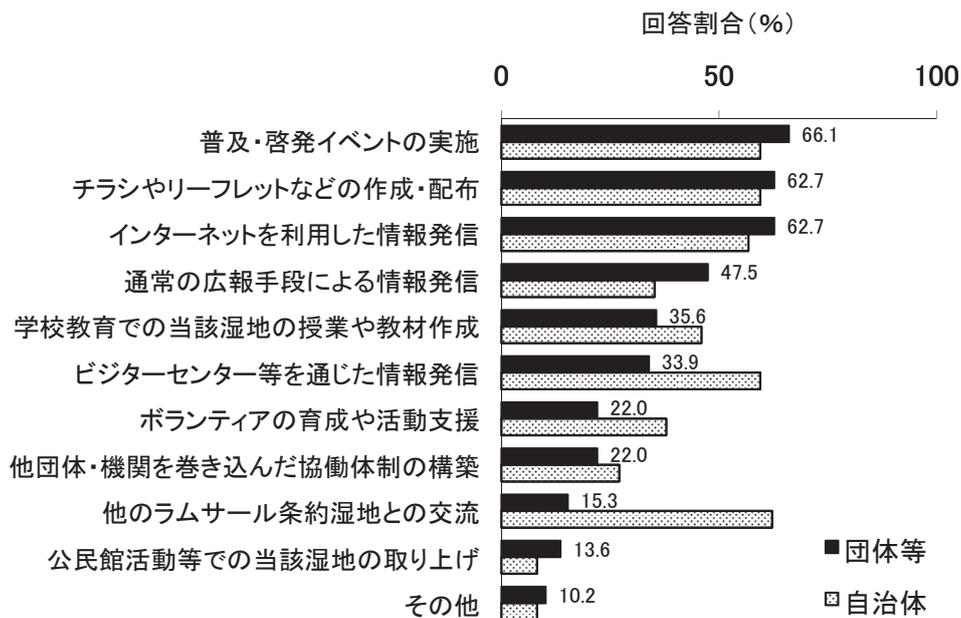


図10 普及・啓発・教育の取り組み(団体等と自治体の比較)

## (5) 小括

団体・施設・機関等向けの調査においても、自治体向けの調査結果と(共通する設問に関しては)だいたい同じような傾向が認められた。すなわち、登録湿地の利用は、おもに観光・レクリエーションに利用されており、登録後は研究や教育的な利用をされることが増え、一次産業的な利用は減少しているという傾向である。

また、水質汚濁と外来種が増えていることが多くの湿地で問題と認識されている。一方、自治体と比して、観光客による環境負荷の増大や流域開発の影響に懸念を抱く傾向がある。

普及・啓発活動も、他地域との交流を除けば自治体と同様の傾向が認められた。地域内の多様な主体との関係では、積極的に行政や教育機関と連携しているところもあれば、他の民間団体との関係を含めて、積極的ではない団体等や、連携がうまくいっていない団体等も少なくないことがわかった。

今回、対象として抽出できたのは、対象湿地を活動拠点の1つにしている広域的な自然保護団体や、ローカルな自然保護団体、各湿地につくられているビジターセンターに関わる団体・組織、観光やまちづくりに関わる団体、青少年の健全育成を目的とする団体などであった。インターネットでホームページを開設しているとか、新聞で報道されているものを連絡先がわかる範囲で拾い上げたが、当然ながら漏れはあるし、対象として不適当な団体等(対象とする湿地の保護や利用と関係なかったという意味で)や、すでに活動実態を失っている団体等も含まれていた。しかし、今回の回答からもわかるように、実際にこれらの団体・組織等がラムサール条約湿地の保全や普及・啓発にかなり関わっているのは事実である。ラムサール条約湿地に限らず、自然保護・環境保全の現場に関わるこれら団体等の実態を、個別の事例レベルではなく全国的なスケールで把握する努力が今後必要であろう。

## 5. 湿地の特性の違いによる回答の差

本章では、3章で概略をまとめた自治体向け調

査の結果をもとに、湿地の特性に応じて問題認識や湿地の利用状況等に差があるのかをクロス集計結果に基づき考察する。

その際に次の4点に注目した。1つは、大規模なマガンの渡来地であるとか、タンチョウの生息地であるといった鳥の存在がラムサール登録の条件になっている湿地と、トンボの生息地やウミガメの産卵地など、鳥以外の自然が保護対象になっている湿地とで差があるのかである。これに注目するのは、ラムサール条約は、湿地の保護対象を拡大し、登録数を増やす方針をもつようになっており、この方針変化の影響を確認したいからである。

2つ目は、ラムサール条約に登録する前提として、国内法で保護地区になっていることが求められるが、それが自然公園法に基づくものと、鳥獣保護法に基づくものとの違いである。3つ目は、登録以前から保護区指定を受けていたところと、登録にあわせて保護区を指定したり、格上げしたりしたところの違いである。この2点目と3点目に注目するのは、ラムサール条約登録の条件として、地元の賛意が得られることが求められるが、これまでの現地調査などから判断して、地元調整で難航したり、内容変更がなされたりする場合に、これらが関係すると思ったからである。

最後に、ビジターセンターのあるところとないところに注目する。その理由は、今回の調査対象湿地の多くにビジターセンターが設けられているが、ビジターセンターは保護活動や、特に普及・啓発活動の拠点になっているので、センターの有無による差があるのかを確認するためである。

表2～5は、これらについてクロス集計を行った結果(クロス集計表そのものではなく加工して簡略化したもの)の一部を示している。表には、保護対象が鳥かそれ以外か(A)、根拠になっている保護区の種類(B)、ラムサール登録と保護区設定の時期の関係(C)、ビジターセンターの有無(D)について、比較するグループごとの比を載せている。保護対象が鳥であるのかそれ以外であるのかを比較する場合、各設問の回答を、鳥が保護対象になっている湿地とそれ以外の湿地に分けて集計し直し、鳥のグループの回答の割合を他のグループの割合で除した値を表記している。

例えば、登録に際して住民との調整に苦労した湿地は、鳥を対象にするところでは33%なのに対し、その他の場合は0%であったため、表には33/0と記入してある。鳥を対象としている湿地の回答割合が、その他の湿地の回答割合より大きければ、この欄の数字は1より大きくなり、その逆なら1より小さくなる。数字は前者の割合が後者の何倍なのかを示している。これは単純な比較にすぎないが、それでも比較したグループごとに顕著な差が認められるものがあった。なお、表に記載したものは選択肢の全てではなく、回答が少なかった選択肢や比較しないグループのデータを省略してある。

表2（の4行目まで）には、保護対象が鳥かそれ以外か(A)、根拠になっている保護区の種類(B)、ラムサール登録と保護区設定の時期の関係(C)、ビジターセンターの有無(D)の各項目相互の関係を載せている。これをみると、鳥を保護対象としている湿地は、鳥獣保護法の特別保護地区を根

拠とし、しかもラムサール登録にあわせて新規に保護区の設定や保護区の格上げを行っている場合が多いといえる。

#### (1) 湿地保護の名目が鳥かその他かによる差

表2～5の「保護対象」の列(Aの列)は、湿地の特性(保護対象として注目される特徴)として鳥があがっている湿地と、その他の湿地とを比較した値を示している。この特徴について順にみていきたい。

まず、当該湿地を対象とした保全計画や条例などの包括的な保護制度があるかどうかに関しては、保護対象による差はほとんどないが、鳥を保護対象とする場合には、湖沼法等の水質保全制度をもっていることが多い。当該湿地を対象とした水質保全制度をもつのは全て、鳥を保護対象とする湿地であった。鳥を保護することと水質保全とは直接関係ないが、並行して環境政策上の課題になることが多いと考えられる<sup>12)</sup>。

表2 制度的な事項

	全体の割合 %	A	B	C	D
		保護対象 鳥/その他	指定範囲 鳥獣/公園	指定時期 新規/既設	ビジターセンター あり/なし
湿地の保護対象					
野鳥	64.9	100/0	2.41	1.93	1.35
その他	35.1	0.00	0.23	0.15	0.65
指定範囲の根拠(重複あり)					
鳥獣保護法	73.0	3.11	1.89	1.52	0.85
自然公園法	45.9	0.30	0.33	0.25	0.90
登録と保護区指定の時間的關係					
登録にあわせて指定等	35.1	6.49	3.76	100/0	0.92
登録前から保護区	62.2	0.50	0.63	0.00	1.07
ビジターセンターの有無					
あり	83.8	1.14	0.99	1.02	100/0
なし	16.2	0.54	1.05	0.89	0.00
当該湿地を対象とした制度					
あり	54.1	1.01	0.88	1.29	1.74
なし	45.9	0.99	1.17	0.74	0.63
当該湿地の水質保全制度					
あり	16.2	25/0	3.76	8.95	0.96
なし	70.3	0.74	0.82	0.44	1.06
住民との調整					
大変だった	21.6	33/0	2.51	10.74	25.8/0
あまり大変ではない	16.2	1.08	1.57	1.78	0.39
苦労したと聞いていない	37.8	0.54	0.90	0.48	1.16

注：A～D列の数字は、対象とする2つのグループ間での各質問への回答割合の比である。例えば、「保護対象として鳥を重視している」場合と、「鳥以外が対象になっている」場合の2つのグループで、住民との調整が「大変だった」と回答した割合が、前者でX%、後方でY%だったとすると、表にはX/Yの値が記入されている。なお、Yが0の場合は割り切れないので、X/0と表記している。

登録時の住民との調整に関して、鳥を対象にする湿地では、調整に苦勞したケースが多く、「大変だった」という回答が寄せられたのは全て鳥を対象にした湿地であった。

次に表3の湿地が抱える主な環境問題を尋ねた設問では、当然ながら鳥インフルエンザが鳥を対象とする湿地でのみ問題視されている。その他に、ゴミの不法投棄（1.49）や特定の生物種の保

護（1.41）、流域の開発（1.35）なども鳥を対象とする湿地で値が大きくなっている。

主な保護活動では、自然再生事業（4.87）は鳥とその他で5倍近い差があり、普及・啓発活動（1.89）や環境調査（1.51）も鳥を保護対象とする場合に行われている割合が高い。水質の管理や規制は、鳥を対象とする湿地でのみ選択されている。先述のとおり、独自の水質保全制度のある湿地は

表3 環境問題、主な保護活動、利用の現状等

	全体の割合 %	A	B	C	D
		保護対象 鳥/その他	指定範囲 鳥獣/公園	指定時期 新規/既設	ビクターセンター あり/なし
<b>抱えている主な環境問題</b>					
水質汚濁	62.2	1.24	1.12	0.83	0.92
外来種問題	51.4	0.74	0.76	0.89	3.48
ごみ不法投棄	40.5	1.49	1.38	1.18	0.77
特定の生物種の保護	29.7	1.44	1.10	0.44	1.93
鳥インフルエンザ等	29.7	45.8/0	3.14	2.13	0.87
流域の開発	18.9	1.35	1.05	0.35	22.6/0
食害・ふん害等	13.5	1.26	1.26	2.21	0.77
<b>主な保護活動</b>					
普及・啓発活動	73.0	1.89	1.32	1.30	1.11
美化・清掃活動	70.3	1.22	0.97	0.99	1.48
環境調査	51.4	1.51	1.47	1.97	1.65
ボランティア等の積極活用	48.6	1.08	0.91	0.74	3.28
監視・パトロール	43.2	0.70	0.94	1.18	1.36
外来種駆除	40.5	0.47	0.50	0.48	2.71
遊歩道や看板等の整備	37.8	0.72	0.63	0.79	2.51
市民活動の支援・育成	35.1	1.22	0.81	0.89	1.07
自然再生事業	27.0	4.87	1.42	1.42	1.74
水質の管理や規制	16.2	25/0	1.57	1.78	19.4/0
<b>観光利用</b>					
バードウォッチング	78.4	2.60	1.57	1.33	1.74
景色の探勝	73.0	0.92	0.85	0.65	1.11
環境学習観光	73.0	0.92	0.92	0.79	1.55
散策・ハイキング	64.9	0.90	0.97	0.77	1.35
写真撮影	54.1	1.62	1.19	0.82	1.74
憩いの場	32.4	1.62	0.72	0.18	2.13
釣り	29.7	0.95	0.73	0.76	1.93
カメラ・ボート	29.7	0.65	0.84	1.18	0.52
水上遊覧	18.9	0.72	0.79	0.71	0.48
<b>普及啓発の取り組み</b>					
他湿地との交流	62.2	2.57	1.65	1.22	1.29
普及・啓発イベントの実施	59.5	0.95	0.95	0.88	1.23
リーフレット等の作成・配布	59.5	0.95	0.92	1.09	0.87
ビクターセンターの活動	59.5	1.16	0.84	0.88	4.05
インターネットの利用	56.8	1.73	1.26	0.95	3.86
学校教育での教材化	45.9	1.76	1.47	1.38	0.90
ボランティア育成や支援	37.8	1.98	0.99	1.11	2.51
通常の広報手段	35.1	1.81	0.90	0.59	2.32
保護や経済団体との協働	27.0	2.16	1.10	2.66	0.77

注：A～D列の数字は表2と同様。

鳥を対象とする湿地のみであることと一致している。これらでは水質保全対策と野鳥保護という、いわば独立した環境対策上の課題をもっている。

湿地の観光利用では、鳥を対象とするところとそれ以外とで顕著な差が認められる。すなわち、

鳥を対象とする湿地では、主な観光行動が、バードウォッチング（2.60）と写真撮影（1.62）、憩いの場（1.62）に特化し、その他の項目の割合は低く、観光利用のパターンが多様性に欠ける。

普及啓発の取り組みでは、保護団体等との協働

表4 登録による変化

	全体の割合 %	A	B	C	D
		保護対象 鳥／その他	指定範囲 鳥獣／公園	指定時期 新規／既設	ビジットセンター あり／なし
利用の変化					
利用の用途が増えた	37.8	1.98	1.51	1.52	2.51
利用の頻度が増えた	43.2	1.19	1.10	1.18	0.58
特に変化はなかった	40.5	0.81	0.81	0.89	1.26
観光客数の変化					
増えた	54.1	3.06	1.62	1.59	0.77
一時的に増えた	10.8	0.18	0.63	0.59	0.58
変わらない	29.7	0.65	0.88	1.01	35.5/0
登録による経済効果					
かなりあった	5.4	8.3/0	1.25	7.7/0	0.19
ある程度あった	37.8	0.97	0.90	0.79	0.71
変わらない	29.7	0.65	1.01	1.01	0.87
環境教育利用の変化					
かなり増えた	8.1	1.08	1.25	3.58	9.7/0
まあ増えた	54.1	1.17	1.26	1.13	1.65
変わらない	21.6	0.90	0.73	0.25	0.58
もともと環境教育されていたか					
利用されていた	75.7	0.84	0.76	0.88	1.16
利用されいなかった	13.5	2.17	3.14	2.66	0.29
いま環境教育利用されているか					
利用されている	86.5	1.03	0.92	0.97	1.35
利用されていない	5.4	0.55	1.25	1.79	0.00

注：A～D列の数字は表2と同様。

表5 連携、意識した分野、効果の評価

	全体の割合 %	A	B	C	D
		保護対象 鳥／その他	指定範囲 鳥獣／公園	指定時期 新規／既設	ビジットセンター あり／なし
保全と利用に関する連携相手					
市民団体	70.3	1.22	1.15	1.39	0.81
企業	37.8	0.97	0.79	0.79	1.16
学校	37.8	7.04	1.64	1.11	0.71
登録に向けて意識した分野					
保全・再生	62.2	1.24	1.07	1.01	0.92
利・活用	35.1	0.86	0.79	1.27	1.07
普及・啓発・教育	16.2	1.08	0.94	0.44	0.96
今後重点をおく分野					
保全・再生	51.4	0.93	1.02	1.41	0.73
利・活用	43.2	0.90	0.91	0.64	1.36
普及・啓発・教育	24.3	1.08	1.01	0.59	1.54
期待していた効果はあったか					
かなりそう思う	10.8	0.54	0.63	0.89	12.9/0
まあそう思う	51.4	1.17	1.26	1.41	0.73
あまりそう思わない	10.8	0.54	0.63	0.00	0.58

注：A～D列の数字は表2と同様。

(2.16) やボランティア育成や支援 (1.98) の割合が高く、野鳥保護に関わる市民団体等の存在が意識される。他の湿地との交流 (2.57) も盛んといえるほか、全般的に普及啓発活動が相対的によくなされている。

ラムサール登録による変化についてまとめた表4をみると、鳥を保護対象としている湿地では、登録後に湿地利用の用途が増え (1.98)、観光客数が増えた (3.06) と認識されており、登録による経済効果が「かなりあった」との回答も鳥を対象にした湿地でのみみられた。環境教育面での利用は、それほど差がなかったが、もとは環境教育利用されていなかった (2.17) という湿地が相対的に多かった。ラムサール登録されることで、湿地の存在が知られるようになり、もともと知っていた野鳥愛好家以外の人も来るようになったといえるのではないだろうか。

表5の連携相手では、学校との連携 (7.04) が鳥を対象とする場合とそうでない場合とで7倍も回答に差が出た。市民団体等との協働や支援等を行いながら、学校での環境教育にラムサール湿地を取り入れていることが予想される。

登録に向けて重視した分野 (保全、利用、普及啓発) や、今後重点をおく分野については、保護対象による差はあまりみられない。期待していた効果があったのかについては、鳥を対象とする場合に、わずかの差ながら「かなりそう思う」と「あまりそう思わない」の割合が低くなり、「まあそう思う」が多くなった。

## (2) 保護区の種類による差、ならびに登録と保護区指定等の時期による差

次に、表2～5のB列とC列をみる。先に述べたように、これらと保護対象が鳥かどうかは重なっている部分があるので、結果の傾向はA列と似ている。

そのため繰り返になってしまうが、確認の意味を込めて傾向のみまとめておく。なお、記述は、鳥獣保護区を根拠とする湿地、あるいはラムサール登録に際して新規に保護区指定された (保護区の格上げがなされた) 湿地にみられる傾向としてまとめている。

抱えている環境問題として、第一に鳥インフルエンザへの対応があげられる。その他、ゴミの方法投棄や食害・ふん害の割合も高い。主な保護活動として、水質の管理や規制、環境調査、普及・啓発活動の割合が高い。観光利用として、バードウォッチングの割合が高く、その他の観光行動は相対的に少ない。普及啓発では、他の湿地との交流、学校教育での教材化、保護団体等との協働といった活動の割合が高い。

登録による変化として、登録後に利用の用途が増え、観光客も増えたと認識されており、経済効果もあったとする割合が高い。環境教育の利用も増えたと答える割合も高い。

なお、表をみれば明らかのように、A列、B列、C列の数字は全く同じではなく、当然ながら違う傾向を示すところもある。ただし、本稿では細部の検討までは行わず、共通する点のみの指摘にとどめておく。

## (3) ビジターセンターの有無による差

最後にビジターセンターの有無により回答傾向に差があるのかを確認する。

当該湿地を対象とした保全計画や条例などの包括的な保護制度があるかどうかに関しては、ビジターセンターがある湿地の方が「ある」割合が高く (1.74)、登録にあたって住民との調整が「大変だった」割合が高い (25.8/0)。

直面している環境問題として、流域の開発 (22.6/0)、外来種問題 (3.48)、特定生物の保護 (1.93) の割合がビジターセンターがない場合より高くなる。そして、主な保護活動として、水質の管理や規制 (19.4/0)、ボランティア等の積極活用 (3.28)、外来種駆除 (2.71)、遊歩道や看板等の整備 (2.51)、環境調査 (1.65) の割合が高い。これらは、ビジターセンターが活動の拠点になったり、活動に関わるスタッフがビジターセンターの職員であったりすることを考えれば、妥当な結果であるといえよう。

観光利用に関しては、ビジターセンターがある場合は、バードウォッチングに特化することなく、比較的広範な観光行動が行われている。

普及啓発の取り組みでは、インターネットの利用 (3.86) やボランティアの育成・支援 (2.51)

などの割合が高くなり、ビジターセンターが普及啓発の拠点となっていることをうかがわせる。

ラムサール登録による変化としては、ビジターセンターがある場合、登録後に利用の用途が増えたという割合は高い(2.51)ものの、観光客数は変わらないと答えるものが多く、経済効果もあつたかどうかよくわからないという状況になっている。一方で、環境教育利用については、登録により利用が増えたと答える割合が高くなった。

ビジターセンターは、登録湿地において、市民団体やボランティア等と一緒に保護活動の前線に立つとともに、普及啓発の拠点としての役割を果たしており、それがビジターセンターのある場合とない場合との回答の差として現れていると考えられる。

## 6. おわりに

以上、ラムサール条約湿地の保全と利用に関して地方自治体の担当職員からの情報、同じく民間団体等からの情報をまとめ、日本のラムサール条約湿地の特徴の一端を概観した。繰り返しになるのでそれをまとめ直すことはしない。そのかわりに以上の結果をもとにワイズユーズに関わる論点を示すことで本稿の結論とする。

ラムサール条約は、住民が湿地からの恩恵を持続的に受け続けることを前提として、湿地保全の活動を地域に根付かせることを狙っている。それをワイズユーズとよび、伝統的に継承されてきた自然との共生的な一次産業利用や、自然の保護と地元住民への利益還元を志向するエコツーリズムなどの観光利用などを想定している。ただし、これらは途上国で自然保護を現実的に進めることを意識しており、都市的な生活様式が浸透し、住民が自然共生的な生業に依存しなくなっている先進国の湿地には、必ずしも適合しない。

実際、本調査結果が示すように、ラムサール条約に登録されてから、漁業・狩猟等の一次産業的な利用が減少し、観光・レクリエーション、野外教育・環境教育、調査研究の場としての利用が増えている。ラムサール登録されることで、保護対象となり教育や研究が行われるようになるが、一

方で、その他の利用が促されるわけではない。観光利用について、バードウォッチングが最大の観光目的になっていて、それ以外の観光行動はあまりなされていないところが多く、観光利用の幅は狭い。バードウォッチングであれば環境への負荷はそれほど大きくないかもしれないが、当該自然に詳しいガイドが案内する少人数のツアーにより、経済効果が地元還元されることを狙ったエコツーリズムが広がっているわけではない。

日本のラムサール湿地におけるエコツーリズム的な利用に関しては、ビジターセンターや自然保護団体等、現在、湿地の保全や普及啓発に関わっている組織や機関がその担い手になることが期待される。環境学習を中心に据えたツアーが、これらの湿地におけるエコツアーのイメージであろう。ただし、現状では学校での環境学習のレベルにとどまり、経済効果を生む存在にはなっていない。

また、日本ではこれまでラムサール条約を湿地保護の制度ととらえてきた面が強く、利用を想定せず、むしろ利用を制限することを想定しているケースもある。本調査の対象外だが、2012年に新規登録された湿地でいえば、広島県の宮島では、ミヤジマトンボの生息地がラムサール登録された際に、登録を機に保護を進めることの裏付けができたとして歓迎し観光化させないと主張されている<sup>13)</sup>。その一方で、コウノトリの自然再生で知られる兵庫県豊岡市(同じく2012年登録)では、自然再生を地域再生であるとしてとらえ、コウノトリブランドの農産物や商品の開発を進め、エコツーリズムや環境志向の強い企業の誘致など、地域づくりの資源としてコウノトリを活かしている(豊岡市, 2007)。ラムサール条約への登録は地域づくり戦略の中に位置づけられているのである。ただし全体的にみれば、豊岡市のような例はまだ少ない。今回の調査対象では宮城県の蕪栗沼がその先駆的な例といえるのだが、今後、ラムサール条約湿地に関しても地域づくり戦略の中に位置づけた動きが広がるかもしれない。

ラムサール条約は湿地の対象を広げてきており、保全と利用に関する考え方も変わってきた。結果として日本の登録湿地には異なる性格の湿

地が含まれることになった。5章で扱ったように、保護対象として鳥を意識した湿地と、トンボやウミガメ、植物、地下水等、その他を対象とする湿地とでは、保全や利用のあり方は違ってくる。たとえば、鳥を対象として新規に保護区（鳥獣保護法の特別保護地区）を設定した湿地では、地元調整に苦労したケースが多く、鳥インフルエンザやフン害対応など鳥に関係することと、当該湖沼の水質問題が環境問題となること、その後の利用ではバードウォッチングに特化した観光になることが特徴としてあげられる。

このように性格の異なる湿地が、1つの制度の下におかれているので、個別の湿地をどうするのかの議論はできても、日本のラムサール湿地全体をどうするのかという課題や方向性を簡単には示せない。ラムサール湿地をある程度タイプ分けしてそのあり方を考える必要がある。その際に、鳥を対象とするところとそうでないところ、もともと観光地（自然公園）だったところと保護区を新たにもうけたところといった、本稿で注目した視点は有効な視点になる。

日本ではラムサール条約を保護のための制度ととらえる傾向が強いが、筆者らが別途調べている韓国の事例では、地域振興の資源（「世界」のお墨付きやブランド化）としてラムサール登録をとらえる例もあり、その様子は日本における世界遺産への態度と似ている<sup>14)</sup>。また、2012年のラムサール条約締約国会議で湿地の観光化が大きなテーマになるなど、「保護のためのラムサール条約」という認識は必ずしも絶対的なものではないのである。

対象地区を指定して、国内法での保護対象とし、持続的な利用を行いながら対象を保全する方法論という意味では、世界遺産条約もラムサール条約も同じである。さらに類似の世界的な制度として、ジオパークやエコパークもあり、これらも日本で注目され、地方自治体が積極的に指定をめざした行動をとり始めている。観光化や地域振興が強く意識されていく中で、ラムサール条約湿地の地域における位置づけが今後変わっていくことも考えられる。その時に、なんでもいいから観光化するのではなく、ワイズユースや持続可能性の理念を

踏まえた観光化が図られなければならない。そのためには、現在のような保護に特化した対応ではなく、「望ましい」利用のあり方を積極的に実践していくことが、逆に必要なのではないだろうか。

## 付 記

調査に協力していただいた各自治体の担当者の方、ならびに関係団体・機関の方々には年度末の忙しい中、回答していただき感謝します。本調査の実施に際して、科学研究費補助金（基盤研究B:22320171：代表浅野敏久）の一部、ならびに総合科学研究科21科学プロジェクト（文明と自然研究）の予算の一部を使用した。

## 注

- 1) 普及啓発はCEPAと称される。これはCommunication, Education, Participation, Awarenessの頭文字をつないだものである。PAをPublic Awarenessとする場合もあるがRamsar Convention Secretariat (2011: 68)にはParticipation and Awareness と明記されている。
- 2) 環境省WEBサイトによる。  
(<http://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/2-1.html>。2012年8月15日閲覧)
- 3) 環境省WEBサイトによる。  
(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12982>。2012年8月15日閲覧)
- 4) 2012年2月29日、豊岡市役所でのヒアリングによる。
- 5) 琵琶湖ラムサール研究会のWEBサイトの安藤元一による解説「琵琶湖における『賢明な利用』とは」に琵琶湖での住民説得の状況や問題点が書かれている。  
(<http://www.biwa.ne.jp/~nio/ramsar/sec3wise.htm>。2012年8月15日閲覧)
- 6) 2012年は「ラムサール条約湿地と観光の年」とされている。  
([http://www.ramsar.org/cda/en/ramsar-tourism-homeindex/main/ramsar/1%5E25816\\_4000\\_0\\_\\_](http://www.ramsar.org/cda/en/ramsar-tourism-homeindex/main/ramsar/1%5E25816_4000_0__)。2012年11月17日閲覧)
- 7) エリオット (2001: 209-215) は「持続可能な開発」概念についての批判点を整理している。浅野ほか

- (2011) は韓国の干潟開発を事例にまさに開発が行われている現場での「持続可能な開発」の理解のされ方を示した。
- 8) ラムサール事務局のWEBサイト  
([http://www.ramsar.org/cda/en/ramsar-home/main/ramsar/1\\_4000\\_0\\_](http://www.ramsar.org/cda/en/ramsar-home/main/ramsar/1_4000_0_)。2012年11月17日閲覧)による。
- 9) ラムサール事務局のWEBサイトは注8, 環境省のWEBサイトは注2に同じ。
- 10) 先に本文に記載したとおり, 湿地別に集計する際に都道府県と市町村とで見解が異なった場合に複数回答扱いにして併記する形を取ったためこれらの数字を足し合わせると100%をこえることになった。
- 11) 本稿では, ラムサール湿地の担当職員についての問い合わせ結果の詳細を記さないが, 質問票では保全と利用と普及啓発のそれぞれに関わる担当部署と担当職員数を尋ねた。大半の自治体が自然保護や環境保全に関わる部署の若干名の職員が保全も利用も普及啓発も担当している。
- 12) 独立した政策課題であるが, 現地での聞き取り調査などを通じて得た経験的な印象では, 鳥の保護よりは, 水質保全の方が重視されている。
- 13) 国内候補地に選ばれた時の読売新聞2012年5月11日付の記事には, 県知事の「より一層生息地の保護保全に努めたい」とのコメントや宮島観光協会事務局長の「自然保護が目的の条約なので観光誘致には利用したくない」との発言が紹介されている。
- 14) 詳細は省くが, 韓国での聞き取り, 日本の世界遺産登録地での聞き取りや世界遺産条約締約国会議前後の候補地の様子を取り上げたマスコミ報道などから判断した。
- global politics of the environment. Palgrave Macmillan.
- 栗山浩一 (1993): CVMによる釧路湿原のレクリエーション価値の評価, 林業経済研究, 44(1), 63-68.
- 幸丸政明 (1994): 釧路湿原の利用と保護, ランドスケープ研究, 58(1), 39-44.
- 小林聡史 (2010): ラムサール条約における湿地保全の取り組み, 地理, 56(7), 30-38.
- 斉藤雅洋 (2011): 自然環境の公的管理と住民意識—ラムサール条約登録湿地: 伊豆沼・内沼の事例から, 東北大学大学院教育学研究科研究年報, 59(2), 69-94.
- 佐藤広崇・木南莉莉 (2008): 佐潟のワイズユースに関する住民の意識, 新潟大学農学部研究報告, 60(2), 97-103.
- 敷田麻実 (2010): よそ者と協働する生態系保全デザイン, BIO-City, 44, 74-81.
- 菅沼祐一・梅本勝博 (2009): 湿地保全活動(蕪栗沼と片野鴨池)での観光保全への取り組みと地域社会の発展, 地域政策研究, 40, 68-76.
- 武中桂 (2008): 「実践」としての環境保全政策, 環境社会学研究, 14, 139-154.
- 田中讓 (2000): 湿地保全をめぐる法システムと今後の課題, 長崎大学経済学部研究年報, 24, 51-74.
- 朝格吉楽図・浅野敏久 (2011): 屋久島のエコツーリズムをめぐる自然保護と観光利用の均衡, 日本研究, 24, 左21-左44.
- 豊岡市 (2007): 『コウノトリと共に生きる豊岡の挑戦—コウノトリ百年の歴史』 兵庫県豊岡市.
- 牧田邦宏 (1995): 釧路湿原国立公園の観光利用について, 京都大学農学部演習林集報, 28, 40-49.
- 宮内泰介編 (2009): 『北海道美唄市大富地区の自然と地域社会』 北海道大学文学部地域学演習 (2008年度) 報告書.
- 藪並郁子・神田房行 (2003): ラムサール条約CEPAプログラムに基づいた環境教育の実践, 環境教育研究, 6(2), 139-145.
- Ramsar Convention Secretariat (2011): 『The Ramsar Convention Manual, 5th edition』 Ramsar Convention Secretariat.

## 文 献

- 浅野敏久・金料哲・伊藤達也・平井幸弘・香川雄一 (2011): 韓国の干潟開発論争地の「その後」にみる「持続可能な開発」, 地理科学, 66(4), 183-202.
- エリオット, L.著, 太田一男監訳 (2001): 『環境の地球政治学』 法律文化社. Elliott, L. (1998): The

ラムサール条約湿地の保全と利用に関する調査表（自治体対象）

【担当部署等について】

Q 1. 当該湿地の名称及び記入者の所属部署等についてご記入下さい。

ラムサール条約登録湿地名	記入者の所属部署・係
	道県庁
	市役所・町村役場

Q 2. ラムサール条約では保全と利用（ワイズユース）、普及・啓発（CEPA）を3つの柱と  
しています。貴役所・役場において、それぞれを担当する部署・係はどこですか。

ア) 保全について

・担当の名称（例、環境保全課、ラムサール担当、など；複数あれば全てあげて下さい）

・担当者数 \_\_\_\_\_人

イ) 利用について（ワイズユースに関連する取り組みを所掌する部署）

・担当の名称（例、商業観光課、農林課、など；複数あれば全てあげて下さい）

・担当者数 \_\_\_\_\_人

ウ) 普及・啓発・教育について（環境啓発事業や、学校教育・生涯学習での環境教育など）

・担当の名称（例、教育委員会、環境保全課、など；複数あれば全てあげて下さい）

・担当者数 \_\_\_\_\_人

Q 3. 当該湿地に関して、都道府県と市町村のどちらが中心的に関わっていますか。

- ア) 保全
1. 都道府県
  2. 市区町村
  3. 同程度
- イ) 利用（ワイズユース）
1. 都道府県
  2. 市区町村
  3. 同程度
- ウ) 普及・啓発・教育
1. 都道府県
  2. 市区町村
  3. 同程度

【湿地の保全について】

Q 4. 過去3年間で、当該湿地の保全に関する主な事業としてどのような事業がありましたか。

事業名（あるいは簡単な内容）と予算規模をわかる範囲で教えてください。

_____	_____円

Q 5. 当該湿地の保全・利活用に関する条例や管理計画のような制度はありますか。

1. ある（具体的に： \_\_\_\_\_）
2. 当該湿地のみを対象としたものは特にない

Q 6. 当該湿地の水質保全のための制度や管理計画はありますか。

1. ある（具体的に： \_\_\_\_\_）
2. 当該湿地のみを対象としたものは特にない

Q 7. ラムサール条約の指定範囲について教えてください。

ア) 根拠となる法律はなんですか。

1. 自然公園法（具体的に（例えば、国立公園の特別地域）： \_\_\_\_\_）
2. 鳥獣保護法（特別保護地区ですか。 1. はい 2. いいえ \_\_\_\_\_）
3. その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

イ) ラムサール登録以前から保護区の指定がありましたか、それとも登録にあわせて保護区  
を設定しましたか。

1. 登録以前から保護区 \_\_\_\_\_
2. 登録するのにあわせて保護区を設けた \_\_\_\_\_
3. その他（ \_\_\_\_\_）

ウ) 保護区の指定・登録範囲の確定に際して、住民との調整は容易でしたか（容易だった、  
あるいは、苦労したと聞いていますか）。

1. 大変だった（どのような問題： \_\_\_\_\_）
2. あまり大変ではなかった \_\_\_\_\_
3. 苦労したとは聞いていない \_\_\_\_\_
4. わからない \_\_\_\_\_

Q 8. 当該湿地が抱えている環境問題としてどのようなものがありますか。主なものを3つまで選んで○をつけてください。

1. 水質汚濁
2. ごみ不法投棄
3. 悪臭
4. 外来種問題
5. 特定の生物種の保護
6. 鳥インフルエンザ等
7. 流域の開発
8. 野鳥・野生動物による食害・ふん害等
9. 観光客による環境負荷
10. 風紀・治安の問題
11. その他 ( )

Q 9. 現在、当該湿地の保全活動として、どのようなことが行われていますか。主なものを5つまで選んで○をつけてください。

1. 水質の管理や規制
2. 監視・パトロール
3. 保護区の拡張や管理の徹底
4. 環境調査
5. 美化・清掃活動
6. 市民活動の支援・育成
7. ボランティアや市民団体の積極活用
8. 移植や増殖を含む希少種の保護
9. 外来種駆除
10. 獣害対策
11. 流域の土地利用規制
12. 遊歩道や看板等の整備
13. 自然再生事業
14. 沿岸等の多自然化
15. 普及・啓発活動
16. 特になにもしていない
17. その他 ( )

【湿地の利用・ウィズユースについて】

Q 10. 過去3年間で、当該湿地のウィズユースに関する主な事業としてどのような事業がありましたか。事業名(あるいは簡単な内容)と予算規模をわかる範囲で教えてください。

・	： 予算	円

Q 11. ラムサール条約登録以前に湿地はどのような利用がされてきましたか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 観光・レクリエーションの場
2. 漁業・狩猟の場
3. 農地・農業生産の場
4. 農業用水源
5. 農業用水の排水先
6. 非常用用地
7. 上水・工業用水源
8. 野外教育のフィールド
9. 研究のフィールド
10. 保護区
11. その他 ( )

Q 12. 現在、湿地はどのように利用されていますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 観光・レクリエーションの場
2. 漁業・狩猟の場
3. 農地・農業生産の場
4. 農業用水源
5. 農業用水の排水先
6. 非常用用地
7. 上水・工業用水源
8. 野外教育のフィールド
9. 研究のフィールド
10. 保護区
11. その他 ( )

Q 13. ラムサール条約登録前後で、利用の仕方に変化はありましたか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 利用の用途が増えた
2. 利用の用途が減った
3. 利用の頻度が増えた
4. 利用の頻度が減った
5. 特に変化はなかった

Q 14. 当該湿地を観光資源としてどのように利用していますか(観光客はどのように利用していますか)。主なものを5つまで選んで○をつけてください。

1. 釣り
2. カヌー・ボート
3. 水泳・水遊び
4. キャンプ
5. 花見
6. 景色の探勝
7. 散策・ハイキング
8. 水上遊覧
9. 環境学習観光
10. バードウォッチング
11. 写真撮影
12. 憩いの場
13. 水面利用の禁止
14. その他 ( )

Q 15. ラムサール条約を認識した観光利用できる施設(ラムサールセンター、ビクターセンター、ネイチャーセンター、博物館、資料館等)はありますか。ある場合は、その数と名称を記入してください。

1. ある(箇所数： 箇所 名称： )
2. 今はないが今後建設する計画がある
3. ない

Q 16. 当該湿地ではどのような漁業活動が行われていますか。

1. 漁業は行われていない(あるいは趣味の釣り程度の利用)
2. 漁業が行われている
  - a. 主な魚種： \_\_\_\_\_
  - b. 漁業従事者の数 約 \_\_\_\_\_ 人 ( \_\_\_\_\_ 年時点)
  - c. 年間漁獲量 約 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 年時点)

- Q22. ラムサール条約登録後、環境教育の場として活用されていますか。  
 1. 利用されている（具体的に：）  
 2. 特に利用されていない  
 3. わからない
- Q23. ラムサール条約登録により環境教育の場としての活用頻度は増えましたか。  
 1. かなり増えた 2. まあ増えた 3. 変わらない 4. 減った 5. わからない

- Q24. 環境学習イベントなどへの年間参加人数はどの程度でしょうか。  
 1. 特別なイベントは行っていない  
 2. イベントを行っている（例えば、\_\_\_\_年度の\_\_\_\_では\_\_\_\_人程度）  
 3. 参加人数はよくわからない

【市民団体や企業、学校との関わりについて】

- Q25. 湿地の保全と利用に関連した地域の市民団体や企業、学校等があれば教えてください。  
 1. 市民団体 名称 \_\_\_\_\_  
 2. 企業 名称 \_\_\_\_\_  
 3. 学校 名称 \_\_\_\_\_

- Q26. 当該湿地の保全・利活用に関する市民参加の協議会・委員会などがありますか。  
 1. ある（具体的に：）  
 2. かつてあった（具体的に：）  
 3. 特にない

- Q27. 当該湿地の保全・利活用に関して市民や企業との協働・連携は重視されていますか。  
 1. かなり重視している 2. まあ重視している 3. あまり重視していない  
 4. 重視していない 5. どちらともいえない

- Q28. 市民団体、企業、学校等と共同・連携して行われている湿地に関する事業はありますか。  
 1. ある（具体的に：）  
 2. かつてあった（具体的に：）  
 3. 特にない

- Q17. ラムサール条約登録後の観光客数は増えましたか。  
 1. 増えた 2. 一時的に増えたが元に戻った 3. 変わらない 4. 減った
- Q18. ラムサール条約登録による経済効果はありましたか。  
 1. かなりあった 2. ある程度あった 3. 変わらない  
 4. むしろ減少した 5. わからない

【普及・啓発・教育について】

- Q19. 過去3年間で、当該湿地の普及啓発・教育等に関する主な事業としてどのような事業がありましたか。事業名（あるいは簡単な内容）と予算規模をわかる範囲で教えてください。  
 \_\_\_\_\_： 予算 \_\_\_\_\_ 円  
 \_\_\_\_\_： 予算 \_\_\_\_\_ 円  
 \_\_\_\_\_： 予算 \_\_\_\_\_ 円  
 \_\_\_\_\_： 予算 \_\_\_\_\_ 円  
 \_\_\_\_\_： 予算 \_\_\_\_\_ 円

- Q20. 普及・啓発の取り組みとしてどのようなことを行っていますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。  
 1. 普及・啓発イベントの実施 2. チャレンジリーフレットなどの作成・配布  
 3. 通常の広報手段による情報発信 4. インターネットを利用した情報発信  
 5. 学校教育での当該湿地の教材化 6. 公民館活動等での当該湿地の取り上げ  
 7. ボランティアの育成や活動支援 8. デジタルセンター等を通じた情報発信  
 9. 他のラムサール条約湿地との交流（児童や住民の相互訪問など）  
 10. 自然保護団体や経済団体などを巻き込んだ協働体制の構築  
 11. その他（ \_\_\_\_\_ ）

- Q21. 当該湿地はラムサール条約登録以前に、環境教育の場として利用されていましたか。  
 1. 利用されていた（具体的に：）  
 2. 特に利用されていた（具体的に：）  
 3. わからない

## 【ラムサール条約湿地の保全・活用についての評価および課題】

Q29. 行政として、ラムサール条約のどの特徴に重点をおいて条約登録へ向けた行動を開始しましたか。あえて1つ選ぶとしたらどれになるでしょうか。

1. 保全・再生                      2. 利・活用（ワイズユース）                      3. 普及・啓発・教育

Q30. 現在、行政として重点がおかれている分野はどれでしょうか。あえて1つ選ぶとしたらどれになるでしょうか。

1. 保全・再生                      2. 利・活用（ワイズユース）                      3. 普及・啓発・教育

Q31. ラムサール条約登録前に最も期待していた効果は、登録後に効果があつたと感じますか。

1. かなりそう思う                      (理由)  
 2. まあそう思う                      (理由)  
 3. あまりそう思わない                      (理由)  
 4. 全くそう思わない                      (理由)  
 5. どちらともいえない                      (理由)

Q32. ラムサール条約湿地の住民にはどの程度知られていると思いますか。

1. よく知られている                      2. まあ知られている                      3. あまり知られていない  
 4. 全く知られていない                      5. どちらともいえない

Q33. 当該湿地の保全・活用に関して現在抱えている問題点、あるいは、保全・活用に関する今後の課題、あるいはこれから取り組もうとしていることについて、なにかありましたら教えてください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。



## 【行政や他機関・団体などとの関わりについて】

Q7. ラムサール条約登録後、環境教育の場として活用されていますか。

1. 利用されている（具体的に： ）

2. 特に利用されていない

3. わからない

## 【湿地の利用・ウィズユースについて】

Q8. ラムサール条約登録以前に湿地はどのような利用がされていますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 観光・レクリエーションの場  
2. 漁業・狩猟の場  
3. 農地・農業生産の場  
4. 農業用水源  
5. 農業用水の排水先  
6. 非常用水地  
7. 上水・工業用水源  
8. 野外教育のフィールド  
9. 研究のフィールド  
10. 保護区  
11. その他（ ）

Q9. 現在、湿地はどのように利用されていますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 観光・レクリエーションの場  
2. 漁業・狩猟の場  
3. 農地・農業生産の場  
4. 農業用水源  
5. 農業用水の排水先  
6. 非常用水地  
7. 上水・工業用水源  
8. 野外教育のフィールド  
9. 研究のフィールド  
10. 保護区  
11. その他（ ）

Q10. ラムサール条約登録前後で、利用の仕方に変化はありましたか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 利用の用途が増えた  
2. 利用用途が減った  
3. 利用の頻度が増えた  
4. 利用の頻度が減った  
5. 特に変化はなかった

Q11. 同じ地域の市民団体やNPO団体との関わりはありますか。

1. はい  
2. いいえ

「はい」と答えた方は交流を持つNPOの団体名とその団体との交流・活動内容について教えてください。

団体名：

活動内容：

団体名：

活動内容：

Q12. ラムサール条約湿地において行政との関わりについて、あてはまるもの全てに○をつけてください。また、あてはまる活動がある場合はかかわりを持つ行政名をお答えください。

1. 補助金をもっている  
行政名：  
2. 条例など制度の面で補助を受けている  
行政名：  
3. 受託事業がある  
行政名：  
4. 合同企画によるイベントの開催がある  
行政名：  
5. その他（ ）  
行政名：

Q13. ラムサール条約湿地において研究機関との関わりはありますか。

1. はい  
2. いいえ

「はい」と答えた方は関わりを持つ研究機関名とその活動内容について教えてください。

研究機関名： 活動内容：

研究機関名： 活動内容：

Q14. ラムサール条約湿地において学校等の教育機関との関わりはありますか。

1. はい  
2. いいえ

「はい」と答えた方はかかわりを持つ教育機関の全てに○をつけ、活動内容を教えてください。

1. 小学校 活動内容：

2. 中学校 活動内容：

3. 高等学校 活動内容：

4. 専門学校 活動内容：

5. 大学 活動内容：

Q15. 他団体との連携は上手くいっていると思いますか。

1. うまくいっている  
2. まあまあうまくいっている  
3. あまりうまくいっていない  
4. うまくいっていない

「うまくいっていない」あるいは「あまりうまくいっていない」と答えた方は、その理由として考えられるもの全てに○を付けてください。

1. 意見が合わない  
2. 価値観が違う  
3. 同じ活動範囲でない  
4. 活動手段が違う  
5. その他（ ）

Q23. 今後の活動の課題や目標がありましたら教えてください。

Q16. さまざまな団体が活動している中で、貴団体の地域社会における役割をどのように考えていますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1. 環境教育の推進
- 2. 行政との協働
- 3. 市民との協働
- 4. ボランティアの育成
- 5. 保全活動
- 6. その他 ( )

【機関・団体の運営について】

Q17. 運営スタッフは量的に足りていますか。

- 1. 十分
- 2. ちょうどいい
- 3. やや不足
- 4. かなり不足

Q18. 会員サービスはどのようなことを行っていますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1. 会報・機関誌の発行
- 2. セミナー・講習会・観察会の開催
- 3. 行事・物品販売の割引
- 4. 情報の提供・問い合わせへの対応
- 5. その他 ( )

Q19. 運営している施設はありますか (指定管理の受託を含む)。

- 1. はい
- 2. いいえ

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

Q20. 活動はどれくらいの頻度で実施していますか。

- 1. 毎日
- 2. 週2・3回
- 3. 週1回
- 4. 月に2・3回
- 5. 月に1回
- 6. 年に2・3回
- 7. 年に1回

Q21. 広報活動について教えてください。利用する媒体は何ですか。あてはまるもの全てに○をつけてください。特に効果的であると思うものには◎をつけてください。

- 1. テレビ
- 2. ラジオ
- 3. 新聞
- 4. 雑誌
- 5. タウン誌
- 6. 機関誌・学会誌
- 7. 携帯電話
- 8. インターネット
- 9. ポスター
- 10. パンフレット
- 11. ダイレクトメール
- 12. 口コミ
- 13. 回覧板
- 14. 学校の配布物
- 15. 行政の広報誌
- 16. その他 ( )

Q22. 活動資金の状況について教えてください。

- 1. 十分
- 2. ちょうどいい
- 3. やや不足
- 4. かなり不足